

内閣府担当官 殿

平成17年7月6日
警 察 庁

「第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について－2－」
における「基本法から導き出される事項」について（意見）

下記のとおり意見を提出する。

記

② 地方公共団体との連携・協力
の次に

③ 地方公共団体における犯罪被害者等のための施策の推進方策
を追加されたい。

【理由】

基本法第5条には、地方公共団体の責務が規定されており、これを受けて第2章（基本的施策）においては、すべての施策について国と並んで地方公共団体が実施主体として規定されているところ、これまでの基本計画検討会においては、この点に関する議論は殆ど行われていない。犯罪被害者等が立ち直り、再び平穏な生活を取り戻していくためには、犯罪被害者等に身近な存在である地方公共団体における取組みが不可欠であることにかんがみれば、具体的な施策を議論することは格別としても、単に国と地方公共団体の連携、協力にとどまらず、地方公共団体における推進体制の在り方等について、「犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」（基本法第8条第2項第2号）として、基本計画に盛り込むべく議論すべきであると考ええる。

内閣府担当官 殿

平成17年7月19日
警 察 庁

「第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について－2－」
における「基本法から導き出される事項」について（質問）

本年7月15日付け「第6回犯罪被害者等基本計画検討会に係る資料等の配布について」（事務連絡）における貴府のご回答に対し、下記のとおり質問します。

記

地方公共団体における施策の推進の具体的なあり方について、貴府では、「②地方公共団体に対する連携・協力について」の1）において、

「地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。」

と回答されていますが、

○ 市区町村の窓口となる担当課及び体制
について如何お考えかご教示願います。

また、窓口の確認のほかに地方公共団体における施策の推進方策について、どのようなお考えかを併せてご教示願います。

平成17年7月20日
警 察 庁

第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について
～支援等のための体制整備への取組（基本法第20条関係）～

1 教育活動を通じた理解の増進に係る要望等の詳細

○ 教育現場での命の大切さに関する教育の実施と地域社会における教育活動としての修復的司法プログラムの導入

非行少年の立直り、被害者の被害からの立直りと地域社会における市民生活の安全と平穏・回復を図るためには、非行少年が自らの行為により、被害者や地域社会に与えた被害の内容を認識、内省し、その被害の回復に向けて自発的な努力を営むことが必要である。

警察庁では、学識経験者等で構成する研究会を設置（平成16年4月）した上で、警察における非行少年に対する指導・助言及び被害者等に対する支援の一環として、警察職員がコーディネーターとなり、非行少年、その保護者、被害者等に、当該非行についての対話のための機会を提供する「少年対話集会」（修復的カンファレンス）をモデル事業として実施し（平成17年秋から各都道府県警察で実施予定）、その有効性、効果的な運営方法等を調査研究することとしている。

2 広報・啓発活動の実施に係る要望等の詳細

3 犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進

○ 犯罪被害者週間の創設

○ 基本法成立日を「犯罪被害者等基本法記念日」とした市民啓発活動の実施

広く国民の方々が犯罪被害者の実状を知る機会を通じて、被害者支援に対する理解と協力が得られ、その支援の輪が広がり、被害者支援が更に進展することは望ましいことと考えられることから、警察庁では、これまでも、全国被害者支援ネットワークが主催する「犯罪被害者支援の日」中央大会」及び「全国犯罪被害者支援フォーラム」を後援するとともに、各都道府県警察においても、「犯罪被害者支援の日」において民間被害者支援団体が実施する市民啓発活動に協力するなど、その趣旨に賛同できるものについては後援してきたところである。

○ 犯罪被害者等の実態について国民を啓発する事業の予算措置を関係省庁で講じてほしい。

- **被害者等の話を講演する場を設け、そのための費用を予算に計上すること。**
- **行政が被害者に対する国民の理解を率先してアピールすること**

各都道府県警察では、民間被害者団体と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施するなどにより、犯罪被害者が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる被害者支援について積極的に広報啓発活動を実施しているほか、警察庁においても、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援策の掲載、全国被害者支援ネットワークが主催する「犯罪被害者の日」中央大会」の後援等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

また、交通部門においては、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等を国民に理解してもらうため、被害者等の声を反映させた各種施策の推進が重要であるとの認識の下、各都道府県警察において、交通事故の被害者や遺族等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成して交通安全講習会で配布したり、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施している。

さらに、運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用しているほか、一部の県警では、御協力いただける被害者の講話を取り入れることにより被害者等の声を反映した講習を実施している。

4 犯罪被害にまつわる偏見のない社会の形成

- **被害者の一般的な心理・行動、心理的後遺症への理解が足りない。強盗の被害者は、「なぜ抵抗しなかったの」、「あなたにもすきがあったでしょう」とは言われぬのに、性暴力の被害者、あるいはDV被害者だけは責められる。**

捜査過程等における職員の言動が被害者の心理状況に与える影響は大きいことから、警察としては、被害者が捜査活動等によって二次的被害を受けることのないように努めているところであるが、捜査過程等における二次的被害というものがまったくなくなっているわけではないと認識しており、職員に対し、被害者支援の意義や各種施策の概要、被害者の立場、心情への配慮や具体的な対応の在り方等について職員に対する研修を行っている。

具体的には、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に、被害者支援に関しでの基礎的な研修を実施しているほか、性犯罪捜査等の専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者には、個別に被害者対策に関する特別の教育、研修を実施している。

また、有識者や犯罪被害者等を招請して特別講演を実施したり、被害者支援シンポジウムや被害者対策に関する部外研修会に参加するなど、各種機会を通じた職員教育にも努めているほか、職場の教育として、被害者又は遺族や民間ボラン

ティアの方々等を招請しての講演会を行うなどして、これらの方々の生の声を聞き、被害者の立場、心情等をより一層理解するための教育を推進している。

5 その他、社会における配慮の促進

- マスコミ向けに発表する際、「匿名性」について再検討すること、学校内や地域内で性暴力があったときにそれが隠ぺいされやすいので、性犯罪の発生について、定期的に統計的な情報を公開する等、プライバシーに配慮しつつ、犯罪をきちんと把握し、未然に防ぐための警鐘を鳴らす方策を。

警察では、事件発表においては、捜査への影響及び関係者のプライバシーと公益性とを比較考量し個別・具体的に判断しているところ、特に性犯罪については、被害者の二次的被害の防止並びに名誉、信用及びプライバシーの保護に特段の配慮をしており、単に、氏名について匿名とするだけでなく、発生場所や発生時間などを特定できないようにするなどの措置を講じている。

また、警察では、性犯罪を含めた犯罪発生状況等について、罪種別、年齢層別（少年の場合、学職別）、場所別等に集計され、個別の事件の特定又は推認が困難な統計資料である「犯罪情勢」等を警察庁や各都道府県警察のウェブサイト上等で公表している。

さらに、都道府県警察においては、被害者が特定されないよう工夫した上で、ミニ広報紙等により性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、地域住民に対し、住民が自ら積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努めている。

7 その他

- 毎年発表される交通事故死亡者数を他の事故同様、一定期間の経過を見た数字とすること。

警察では、国民に交通事故の実態やその悲惨さを十分理解してもらうことが重要であると認識しており、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その全容について周知を図るよう努めている。

警察庁では、毎年、24時間死者のほか30日死者も含めて、ウェブサイト上で公表している。

第6回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について
～基本法の基本的施策に係る各条文のいずれかに整理することが適当でない事項～

※3 加害者の厳罰化等に係る要望

- 被害者の痛みに合う加害者の厳しい処罰
- 加害者の厳罰化（特に危険運転致死傷罪の積極的適用と拡充）
- 危険運転致死傷罪の積極的適用
- 道路交通法を改正し、酒酔い運転、酒気帯運転の刑罰を厳しくすること。

飲酒運転や救護措置義務違反等の悪質・危険な違反行為については、平成13年の道路交通法改正による罰則の引き上げが、また、平成15年の刑法改正による危険運転致死傷罪が創設された（平成17年1月1日施行の改正刑法により、危険運転致死傷罪の法定刑が「10年以下の懲役」から「15年以下の懲役」、危険運転致死罪の法定刑が「1年以上の有期懲役（15年）」から「1年以上の有期懲役（20年）」に改正された）。

各規定については、悪質・危険な運転行為による事案を厳しく罰するという法の改正及び創設経緯を踏まえた的確な適用に努めている。

更なる罰則の引き上げ、対象の拡充等の厳罰化等については、今後の交通事故の発生状況や国民の世論の動向等を見極めて慎重に検討していく必要があると考える。

- 死亡交通事故を起こした加害者の免許証は、全体に色を付ける。
- 罪を犯した人は無条件に自動車運転免許を失効させること。「人名を軽視するもの、法律をまもらない者の運転免許は取り消すことができる。」という内容に道路交通法103条を改正すること。

危険運転者を道路交通の場から排除するという目的のため、道路交通法法等に関する違反行為等を行った運転者に対しては、点数制度に基づき、一定の基準に達した者については運転免許の取消し等の行政処分を行っているところ、死亡事故又は重傷事故を起こした者は、原則として運転免許を取り消され、かつ、1年から5年の間で運転免許を取得できない期間（欠格期間）が定められているところであるが、犯罪者ということのみをもって運転免許証を一律失効させることは困難であると認識している。

また、死亡事故を起こした者であることを運転免許証上において明記するような施策を行うことについては、個人情報の保護の観点から慎重に検討する必要がある。

あると認識している。

※ 4 交通事故捜査の充実等に関する要望

- 事故態様の解明を確実にする証拠保全、写真撮影、測量などを行う。
- 交通事故の初動捜査は偏見を排し、適正に行ってほしい。
- 初動捜査の充実と科学的検証の徹底
- 数値計算の導入と計算書条件の開示により、加害者供述の客観的な検証を確保すること。
- 厳正、迅速、的確な捜査を実施してほしい。
- 捜査能力を向上させること。事故原因に自信が持てない場合の現場捜査の進め方を、県警組織全体で検討すること。より事故捜査能力に長けている警察官による再捜査、物証探し、あるいは科捜研への捜査・鑑定依頼の制度化等を実施すること。
- 事故当事者の飲酒をチェックするために、事故現場へは飲酒チェック機器を必ず持ち込み、事故当事者の飲酒の有無を必ずチェックすること。また、飲酒の可能性の判断基準の見直しと事故の当事者が負傷していて呼気検査ができない場合の搬送先での血液検査のあり方の見直し、飲酒運転のチェックを厳しくすること。
- 事実に基づいて忠実に公平な判断を下す為には、捜査段階での真相究明の為の捜査が不可欠である。
- 事故発生直後に加害者の携帯電話の通話記録の確認をすること。救急、警察への通報記録も確認し、事故直後に最初に何処へ電話をしたかもチェックし、救護なしに知人や保険会社等に連絡していないか、確認すること。
- 科学的な方法で証拠保全をしてほしい。
- 捜査官は、加害者は「絶対にウソの供述をする」との前提で捜査にあたっていたきたい。特に被害者が死亡している場合は、加害者だけの供述で報告書が作成されることがある。
- 経験やカンに頼った捜査（例えば、子供＝飛び出し）をしないこと。
- 警察官は予見を持たないで捜査すること。
- 警察官は、「ただただ、実況見分調書を完成させる」との意識に立つのではなく、「誰に対しても自信を持って説明できる実況見分調書を作る」との意識で、初動捜査すること。
- 事故後すぐに、飲酒検査を実施してほしい。
- 加害者に対し、誘導するような尋問（現場検証、調書作成）はしないこと。
- 取り調べ警察官が自ら描いたストーリーに沿った調書の作成をしないこと。
- 捜査の技術や知識の向上を試み、現場に活かされる仕事をしてほしい。

事案の真相究明のためには、現場の客観的状況や証拠に基づき、迅速・的確に必要な捜査を推進することが重要であると認識している。

このため、各都道府県警察においては、交通事故捜査を担当する課に事故捜査

指導官を設置し、原因の究明が困難な交通事故について警察署に対する実地指導に当たらせるなど、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するなど、より一層の交通事故捜査の充実に努めているところである。

なお、交通事故捜査においては、事故の態様に応じて飲酒検知等必要な捜査を実施しているものと承知している。

- **交差点における監視カメラの設置義務化**
- **信号に関する客観的で確実な証拠を得るため、交差点カメラの設置を進めること。**
すべての交差点にカメラを設置することを義務付けることは、予算等の制約があり困難であるが、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整備に努めているところである。
- **物証の保全を確実にしてほしい。**
- **科学捜査でスピード鑑定を実施すること。**
交通事故捜査においては、現場に落下している証拠物等の迅速・的確な採取に努めるとともに、必要に応じて速度鑑定を含め必要な鑑定を行っているものと承知している。
- **加害車両は一定期間保持しておくこと。少なくとも刑事裁判終了まで（民事裁判終了後という意見もありますが）。**
送致した加害車両等の証拠品の保管については、検察官の指揮により、適切に取り扱っているものと承知している。
- **通報者、目撃者等事故に関係した人には実際に面談し、調書を作成すること（電話だけの確認は不可）。**
個々具体的な事案に応じて、適切な方法により、供述調書等の作成を行っているものと承知している。
- **警察と検察が連携し、最後まで責任を持って、捜査を行うこと。**
警察は、第一次捜査機関として、必要な捜査活動を展開し、所要の捜査を遂げ、検察官に事件送致しているところである。
今後とも、検察と連携し、適正な交通事故捜査に努めてまいりたい。
- **海外での交通事故犯罪事情を調査し、より良い制度・仕組みをどんどん取り入れること。**
交通事故抑止のための施策の検討に当たり、海外での交通事故状況や制度等を調査することは重要であると認識しており、これまでも交通安全対策の検討に当たり、諸外国における交通安全対策に関する調査研究を行っているところである。

- **重大な事故の場合には警察だけでなく、関係機関（製造メーカー含む）も合同で現場検証に臨み、原因究明と今後の事故防止に努めることとする。**

交通事故の態様に応じて、専門的知識を有する者等を交えた実況見分等は必要であると認識している。

特に、欠陥の疑いのある自動車による事故等を認知した場合は、必要に応じて関係機関の職員、その他整備に関して知識、技能を有し公正な立場にある者との合同での見分を実施しているものと承知している。

- **被害者が入院した場合、被害者遺族が弁護士を立てなくても警察から病院の全ての治療に関する記録を保全してほしい。被害者が望めばその全ての書類を譲り受けたい。**

ご要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、個人情報に係る問題等もあり、関係者に代わって警察が治療記録を取得するような制度の導入は困難と考える。

※ 5 交通事故の防止に係る要望

- **道路交通法を改正し、高齢者の免許制度を見直す。①免許更新時に受ける高齢者講習の受講年齢を70歳から65歳に引き下げる。②適性検査基準を高め、不適格とされた者には免許の更新を行わない。③ゴールド免許70歳からが4年、71歳からが3年と定められる免許有効期間の間隔を65歳、66歳からに引き下げる。④事故を起こした時のペナルティー、罰則規定の強化。⑤高齢運転者標識（通称「もみじマーク」）の取付を70歳から65歳に引き下げる。**

高齢運転者対策については、高齢者の事故が増加傾向にある中で、近年、70歳から74歳までの者が第一当事者となった死亡事故の増加率が高いことなどから、高齢者講習等の対象年齢を75歳以上の者から70歳以上の者に拡大することを盛り込んだ道路交通法の一部を改正する法律が平成14年6月に施行された。

高齢者講習や高齢運転者標識等に関する更なる対象年齢の引き下げ等については、今後の高齢者の事故実態等を見守りつつ、慎重に検討する必要がある。

※ 6 交通事故に関する行政処分の適正な実施等

- **恣意・裁量に入ることのない行政処分を行っていただきたい。**
- **刑事処分確定までは再捜査の可能性があるにもかかわらず、刑事処分前に行政処分がなされているので、行政処分の決定タイミングを見直すこと。**
- **加害者の行政処分について事前に通知してほしい。**

運転免許の行政処分は、将来における道路交通上の危険を防止するため、危険

運転者を迅速・的確に道路交通の場から排除することを目的としていることから、必ずしも刑事処分とリンクするものではないことをご理解願いたい。また、運転免許の行政処分は、原則として点数制度に基づいて行っていることから、恣意的な処分は行われていないものと認識している。

なお、加害者の行政処分について、一定の要件を満たす被害者等から問い合わせがあった場合は、公開で行うこととされている加害者の行政処分に係る意見の聴取の期日や行政処分の結果等について回答を行っているところである。

※ 8 脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮等

- 被害者の臨床的「脳死」診断には必ず所轄の警察官と監察医が立ち会い、家族の心情と精神的状況を配慮しつつ、検視の重要性（事故態様の真相究明）と捜査過程に関する説明を行うことを、被害者、家族の早期支援策として整備すること。

臓器の移植に関する法律第6条第2項の判定が行われる可能性のある交通事故等を認知した場合は、死体取扱いの適正を期するために各都道府県警察本部に置かれている専門担当官である刑事調査官や所轄警察署の警察官が臨場するとともに、脳死の判定後、必ず担当医師の立会、補助を求め、臓器移植の必要性及び家族の心情等に十分配慮しつつ、速やかかつ的確な検視を行うこととしている。

また、同法第4条において、医師は移植手術を受ける者又はその家族に対し、必要な説明を行う責務が定められているが、警察においても、脳死判定後に速やかな検視等ができるよう、脳死判定前に家族等関係者からの事情聴取等を行うこととしており、その際に検視の重要性や捜査に関する説明を行っているところである。